

2 各種手当について

(1) 障害児福祉手当

該当者	支給額	持参	申請先
20歳未満で、常時介護を必要とする身体障がい(1・2級のいちぶ)のあるかた、又は身体・知的・精神の障がいがそれと同じ程度の状態にあるかた	月額 14,880円	<ul style="list-style-type: none"> 各種障害者手帳 診断書・印鑑・預金通帳 年金の証書等 所得証明書(収入を確認できないとき) 	福祉係

[非該当]・障がいを理由とする他制度からの給付を受けている・施設等に入所している

※ 支給額は、令和2年4月1日現在の月額で、今後改定される場合があります。

(2) 特別障害者手当

該当者	支給額	持参	申請先
20歳以上で、常時特別の介護を必要とする重度の心身障がいのあるかた(国民年金の1級が重複)又は身体・知的・精神の障がいがそれと同じ程度の状態にあるかた	月額 27,350円	<ul style="list-style-type: none"> 各種障害者手帳 診断書・印鑑・預金通帳 年金の証書等 所得証明書(収入を確認できないとき) 	福祉係

[非該当]・施設等に入所している・3ヶ月を越える継続した入院をしている

※ 支給額は、令和2年4月1日現在の月額で、今後改定される場合があります。

(3) 特別児童扶養手当

該当者	支給額	持参	申請先
20歳未満で監護を必要とする障がい児を扶養しているかた	1級 月額 52,500円 2級 月額 34,970円	<ul style="list-style-type: none"> 各種障害者手帳 診断書・印鑑 預金通帳 年金の証書等 所得証明書(収入を確認できないとき) 戸籍謄本 マイナンバー 身分証明書 	子ども かていがかり 家庭係

[非該当]・施設等に入所している・対象児童が障がいを理由とする年金を受けるとき

※ 支給額は、令和2年4月1日現在の月額で、今後改定される場合があります。

(1) から (3) における手当申請用の診断書は、一般の診断書とは異なりますので、必要とされる方は、事前にご相談ください。

(4) 児童扶養手当

該 当 者	支 給 額	持 参	申請先
<p>児童の父または母が一定の障がい(障がい等級2級程度)の状態にあり、その児童を監護する父、母又は養育しているかた</p>	<p>・児童一人 43,160円～10,180円 (世帯の所得に応じた額)</p> <p>・児童二人目 5,100円～10,190円の加算 (世帯の所得に応じた額)</p> <p>・児童三人目以降 一人につき 3,060円～6,110円 の加算 (世帯の所得に応じた額)</p>	<p>・印鑑</p> <p>・戸籍謄本</p> <p>・診断書</p> <p>・預金通帳</p> <p>・年金手帳等</p> <p>・マイナンバー のわかるもの</p>	<p>ふくしかかり 福祉係</p>

[非該当] ・世帯の中で公的年金の給付を受けているかたがいる場合

※ 支給額は、令和2年4月1日現在の月額で、今後改定される場合があります。

